

原 議 保 存 期 間 3 0 年
(平成54年12月31日まで)

各 地 方 機 関 の 長 殿
各 都 道 府 県 警 察 の 長
(参考送付先)
各 附 属 機 関 の 長

警 察 庁 丙 保 発 第 1 9 号
平 成 2 4 年 1 1 月 2 1 日
警 察 庁 生 活 安 全 局 長

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行令の一部を改正する政令等の施行について(通達)

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行令の一部を改正する政令(平成24年政令第274号。別添1。以下「改正令」という。)及び風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行規則の一部を改正する規則(平成24年国家公安委員会規則第14号。別添2。以下「改正規則」という。)が本日公布、施行された。

改正令及び改正規則の趣旨、概要等は下記のとおりであるので、事務処理上遺憾のないようにされたい。

なお、以下この通達において、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)を「法」と、改正令による改正前の風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行令(昭和59年政令第319号)を「旧令」と、改正令による改正後の風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行令を「新令」と、改正規則による改正前の風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行規則(昭和60年国家公安委員会規則第1号)を「旧規則」と、改正規則による改正後の風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行規則を「新規則」という。

記

第1 改正令の趣旨

法第2条第1項第4号は、「ダンスホールその他設備を設けて客にダンスをさせる営業」を風俗営業として掲げる一方、「客にダンスを教授するための営業のうちダンスを教授する者(政令で定めるダンスの教授に関する講習を受けその課程を修了した者その他ダンスを正規に教授する能力を有する者として政令で定める者に限る。)が客にダンスを教授する場合にのみ客にダンスをさせる営業」を風俗営業から除外している。この「政令で定めるダンスの教授に関する講習」(以下「指定講習」という。)は、旧令第1条において、社団法人全日本ダンス協会連合会又は財団法人日本ボールルームダンス連盟(以下「特定講習団体」という。)がダンスの教授に関する技能及び知識に関して行う講習であって、ダンスを有償で教授する能力を有する者を養成することができるものとして国家公安委員会が指定するものとされているところ、近年、特定講習団体以外にもダンスの教授に関する講習(以下「ダンス教授講習」という。)を行う団体が現れており、それらの団体についても、ダンス教授講習の実施に関する業務(以下「講習業務」と

いう。)を適正かつ確実に行うことができるのであれば、指定講習の実施主体として問題ないと考えられることから、実施主体の間口を広げるため、同条を改正するものである。

また、法第2条第1項第4号の「政令で定める者」は、旧令第1条の2において、特定講習団体が指定講習の課程を修了した者と同等の能力を有する者として国家公安委員会規則で定めるところにより国家公安委員会に推薦した者とされているところ、旧令第1条の改正に併せて推薦主体を改めるため、旧令第1条の2を改正するものである。

第2 改正令の概要

1 指定講習の実施主体の見直し

指定講習の実施主体について、特定講習団体から「ダンスの教授に関する講習の実施に関する業務を適正かつ確実に実施することができる」と認められる法人」に改めた(新令第1条)。

2 指定講習の課程を修了した者と同等の能力を有する者として国家公安委員会に推薦する主体の見直し

指定講習の課程を修了した者と同等の能力を有する者として国家公安委員会に推薦する主体について、特定講習団体から「指定された講習を行う法人」に改めた(新令第1条の2)。

3 ダンス教授講習の指定に関する経過措置

改正令の施行の際現に旧令第1条の規定により指定されているダンス教授講習は、改正令の施行の日に、新令第1条の規定により指定されたものとみなすこととした(改正令附則第2項)。

第3 改正規則の趣旨

改正令により指定講習の実施主体等を改めたことに伴い、指定の基準等について所要の改正を行うものである。

第4 改正規則の概要

1 ダンス教授講習の指定の基準の見直し

(1) 実施主体に係る基準の見直し

ダンス教授講習の指定の基準として、次の要件の全てに適合している法人が実施する講習であることを加えた(新規則第1条の2第2項第1号)。

ア 講習業務を適正かつ確実にを行うため必要な組織及び経理的基礎を有すること。

イ 講習業務を適正かつ確実にを行うため必要な施設を確保していること。

ウ 講習業務以外の業務を行っているときは、当該業務を行うことにより講習業務が不公正になるおそれがないこと。

エ 指定の申請をした法人（以下「指定申請法人」という。）が、客にダンスを教授するための営業を営む者（以下「ダンススクール営業者」という。）に支配されているものとして次のいずれかに該当するものでないこと。

(ア) 指定申請法人が株式会社である場合にあっては、ダンススクール営業者がその親法人（会社法（平成17年法律第86号）第879条第1項に規定する親法人をいう。）であること。

(イ) 指定申請法人の役員（持分会社（会社法第575条第1項に規定する持分会社をいう。）にあっては、業務を執行する社員）に占めるダンススクール営業者の役員又は職員（過去2年間に当該ダンススクール営業者の役員又は職員であった者を含む。以下同じ。）の割合が2分の1を超えていること。

(ウ) 指定申請法人の代表権を有する役員が、ダンススクール営業者の役員又は職員であること。

(2) ダンス教授講習の実施頻度に係る基準の見直し

ダンス教授講習の実施頻度に係る基準については、旧規則において「全国的な規模においておおむね毎年2回以上実施されるものであること。」とされていたところ、「おおむね毎年2回以上」を「おおむね毎年1回以上」に改めた（新規則第1条の2第2項第6号）。

2 指導監督に関する規定等の見直し

(1) 解任の勧告

国家公安委員会は、指定を受けたダンス教授講習を行う法人及び指定を受けたダンス教授試験（ダンスを正規に教授する能力に関する試験をいう。以下同じ。）を行う法人（以下「ダンス教授講習機関等」という。）の役員又は講師若しくは試験員が指定を受けたダンス教授講習又はダンス教授試験の実施に関する業務に関し不正な行為をしたときは、当該ダンス教授講習機関等に対し、当該役員又は講師若しくは試験員の解任を勧告することができることとした。（新規則第1条の7及び第2条の4）

(2) その他

ダンス教授講習及びダンス教授試験の指定に係る申請書の記載事項及び添付書類等について所要の変更を行った（新規則第1条の2から第1条の6まで、第1条の8から第3条まで及び別記様式第1号）。

3 経過措置

(1) ダンス教授試験の指定に関する経過措置

改正規則の施行の際現に旧規則第2条第1項の規定により指定されているダンス教授試験は、改正規則の施行の日に、新規則第2条第1項の規定により指定されたものとみなすこととした（改正規則附則第3条）。

(2) その他

その他ダンス教授講習機関等に係る所要の経過措置を定めた（改正規則附則

第 2 条及び第 4 条)。

第 5 留意事項

新令及び新規則の規定により国家公安委員会がダンス教授講習又はダンス教授試験を新たに指定したときは、追って示達する。

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御名 御璽

平成二十四年十一月二十一日

内閣総理大臣 野田 佳彦

政令第二百七十四号

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行令の一部を改正する政令

内閣は、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和二十三年法律第百二十二号）第
二条第一項第四号及び第四十七条の規定に基づき、この政令を制定する。

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行令（昭和五十九年政令第三百十九号）の一
部を次のように改正する。

第一条中「社団法人全日本ダンス協会連合会（昭和六十年五月三十日に社団法人全日本ダンス協会
連合会という名称で設立された法人をいう。次条において同じ。）又は財団法人日本ボールルームダン
ス連盟（平成四年三月二十四日に財団法人日本ボールルームダンス連盟という名称で設立された法人
をいう。次条において同じ。）を「ダンスの教授に関する講習の実施に関する業務を適正かつ確実に
実施することができる」と認められる法人」に改める。

第一条の二中「社団法人全日本ダンス協会連合会又は財団法人日本ボールルームダンス連盟が前条
に規定する」を「前条の規定により指定された講習を行う法人が当該」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この政令は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この政令の施行の際現にこの政令による改正前の風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する
法律施行令第一条の規定により指定されている講習は、この政令の施行の日には、この政令による改
正後の風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行令第一条の規定により指定されたも
のとみなす。

内閣総理大臣 野田 佳彦

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行令の一部を改正する政令案新旧対照条文
風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行令（昭和五十九年政令第三百十九号）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 後	改 正 前
<p>（法第二条第一項第四号の政令で定めるダンスの教授に関する講習）</p> <p>第一条 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（以下「法」という。）<u>第二条第一項第四号の政令で定めるダンスの教授に関する講習は、ダンスの教授に関する講習の実施に関する業務を適正かつ確実に実施することができる</u>と認められる法人がダンスの教授に関する技能及び知識に関して行う講習であつて、ダンスを有償で教授する能力を有する者を養成することができるものとして国家公安委員会が指定するものとする。</p> <p>（法第二条第一項第四号の政令で定める者）</p> <p>第一条の二 法第二条第一項第四号の政令で定める者は、<u>前条の規定により指定された講習を行う法人が当該講習の課程を修了した者と同等の能力を有する者として国家公安委員会規則で定めるところにより国家公安委員会に推薦した者とする。</u></p>	<p>（法第二条第一項第四号の政令で定めるダンスの教授に関する講習）</p> <p>第一条 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（以下「法」という。）<u>第二条第一項第四号の政令で定めるダンスの教授に関する講習は、社団法人全日本ダンス協会連合会（昭和六十年五月三十日に社団法人全日本ダンス協会連合会という名称で設立された法人をいう。次条において同じ。）又は財団法人日本ボールルームダンス連盟（平成四年三月二十四日に財団法人日本ボールルームダンス連盟という名称で設立された法人をいう。次条において同じ。）がダンスの教授に関する技能及び知識に関して行う講習であつて、ダンスを有償で教授する能力を有する者を養成することができるものとして国家公安委員会が指定するものとする。</u></p> <p>（法第二条第一項第四号の政令で定める者）</p> <p>第一条の二 法第二条第一項第四号の政令で定める者は、<u>社団法人全日本ダンス協会連合会又は財団法人日本ボールルームダンス連盟が前条に規定する講習の課程を修了した者と同等の能力を有する者として国家公安委員会規則で定めるところにより国家公安委員会に推薦した者とする。</u></p>

○国家公安委員会規則第十四号

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行令の一部を改正する政令(平成二十四年政令第二百七十四号)の施行に伴い、並びに風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和二十三年法律第百二十二号)第四十八条及び風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行令(昭和五十九年政令第三百十九号)第一条の二の規定に基づき、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十四年十一月二十一日

国家公安委員会委員長 小平 忠正

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行規則の一部を改正する規則

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行規則(昭和六十年国家公安委員会規則第一号)の一部を次のように改正する。

第一条の二の見出し中「指定」を「ダンス教授講習の指定」に改め、同条第一項中「第一条の八」を「以下第一条の九」に、「特定講習団体(社団法人全日本ダンス協会連合会(昭和六十年五月三十日に社団法人全日本ダンス協会連合会という名称で設立された法人をいう。又は財団法人日本ポールのームダンス連盟(平成四年三月二十四日に財団法人日本ポールのームダンス連盟という名称で設立された法人をいう。)をいう。以下同じ。))」を「法人」に改め、同条第二項中「すべて」を「全て」に改め、同項第五号中「二回」を「一回」に改め、同号を同項第六号とし、同項第四号中「講習の業務」を「講習業務」に改め、同号を同項第五号とし、同項第三号を第四号とし、第二号を第三号とし、第一号を第二号とし、同項に第一号として次の一号を加える。

一 次に掲げる要件の全てに適合している法人が実施するものであること。

イ ダンス教授講習の実施に関する業務(以下「講習業務」という。)を適正かつ確実に行うために必要な組織及び経理的基礎を有すること。

ロ 講習業務を適正かつ確実に行うため必要な施設を確保していること。

ハ 講習業務以外の業務を行つておるときは、当該業務を行うことにより講習業務が不公正にならざるおそれがないこと。

ニ 前項の規定により申請をした法人(以下この項において「指定申請法人」という。)が、客にダンスを教授するための営業を営む者(以下この項において「ダンススクール営業者」という。)に支配されているものとして次のいずれか該当するものでないこと。

(1) 指定申請法人が株式会社である場合にあつては、ダンススクール営業者がその親法人(会社法(平成十七年法律第八十六号)第八百七十九条第一項に規定する親法人をいう。)であること。

(2) 指定申請法人の役員(持分会社(会社法第五百七十五条第一項に規定する持分会社をいう。)にあつては、業務を執行する社員)に占めるダンススクール営業者の役員又は職員(過去二年間に当該ダンススクール営業者の役員又は職員であつた者を含む。以下この項において同じ。)の割合が二分の一を超えていること。

(3) 指定申請法人の代表権を有する役員が、ダンススクール営業者の役員又は職員であること。

第一条の三の見出し中「指定」を「ダンス教授講習の指定」に改め、同条第一項中「特定講習団体」を「法人」に改め、第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。

二 ダンス教授講習に係る事務を行う事務所の所在地

第一条の三第二項各号列記以外の部分中「書面」を「書類」に改め、同項中第二号を第八号とし、第一号を第七号とし、同項に第一号から第六号までとして次の六号を加える。

一 定款又はこれに代わる書類

二 登記事項証明書

三 役員の名簿、住所及び略歴を記載した書面

四 講習業務に係る事業に関する組織を記載した書面

五 資産の総額及び種類を記載した書面並びにこれを証する書面

六 講習業務を行うための施設の概要を記載した書面

第一条の四中「及び住所」を「住所及びダンス教授講習に係る事務を行う事務所の所在地」に改める。

第一条の五第三項中「書面」を「書類」に改める。

第一条の六第一項中「指定講習に係る毎事業年度の事業計画」を「毎事業年度の指定講習に係る事業計画及び収支予算」に改め、同条第二項中「指定講習に係る毎事業年度の事業報告書」を「毎事業年度の指定講習に係る事業報告書及び収支決算書並びに貸借対照表及び財産目録」に改め、同条第三項中「その下に「財産の状況又は」を加える。

第一条の八第一項中「前条」を「前二条」に改め、同条を第一条の九とし、第一条の七中「ダンス教授講習機関」の下に「財産の状況若しくはその」を加え、同条を第一条の八とし、第一条の六の次に次の一号を加える。

(解任の勧告)

第一条の七 国家公安委員会は、ダンス教授講習機関の役員又は講師が指定講習の実施に関する業務に関し不正な行為をしたときは、当該ダンス教授講習機関に対し、当該役員又は講師の解任を勧告することができる。

第二条中「特定講習団体」を「ダンス教授講習機関」に改める。

第二条の二の見出し中「指定」を「ダンス教授試験の指定」に改め、同条第一項中「この条」の下に「及び次条」を加え、「特定講習団体」を「ダンス教授講習機関」に改め、同条第二項中「すべて」を「全て」に改める。

第二条の三中「第一条の三から第一条の八まで」を「第一条の四から第一条の九まで」に、「特定講習団体」を「ダンス教授講習機関」に改め、「第一条の三第二項中「前項」とあるのは「第二条の三において読み替えて準用する前項」と、同項第二号中「講師」とあるのは「試験員」とを削り、「第一条の五第一項中「ダンス教授講習機関」とあるのは「ダンス教授試験機関」と、同条の三において読み替えて準用する第一号を「試験」と改め、同条の三において読み替えて準用する第一号の三第二項各号」を「第二号の三第二項各号」と、「書類」とあるのは「書面」に改め、「第一条の七中」の下に「ダンス教授講習機関」とあるのは「ダンス教授試験機関」と、「講師」とあるのは「試験員」と、指定講習」とあるのは「指定試験」と、第一条の八中」を加え「第二条の三において読み替えて準用する第一号の二第二項各号」を「第二号の二第二項各号」に、「第一条の八第一項中「ダンス教授講習機関」とあるのは「ダンス教授試験機関」と、「前条」とあるのは「第二条の三において読み替えて準用する前条」を「第一条の九第一項中「ダンス教授講習機関」とあるのは「ダンス教授試験機関」と、「前二条」とあるのは「第二条の四において読み替えて準用する前二条」に改め、同条を第二条の四とし、第二条の二の次に次の一条を加える。

第一条の九 国家公安委員会は、ダンス教授講習機関の役員又は講師が指定講習の実施に関する業務に関し不正な行為をしたときは、当該ダンス教授講習機関に対し、当該役員又は講師の解任を勧告することができる。

（ダンス教授試験の指定の申請）
第二条の三 指定を受けようとするダンス教授講習機関は、次に掲げる事項を記載した申請書を国家公安委員会に提出しなければならない。

一 名称及び住所並びに代表者の氏名

二 ダンス教授試験に係る事務を行う事務所の所在地

三 ダンス教授試験の名称

2 前項の申請書には、次に掲げる書面を添付しなければならない。

一 ダンス教授試験の実施の基本的な計画を記載した書面

二 試験員の氏名、住所並びにダンス教授試験に関する資格及び略歴を記載した書面

三 第三条の見出し中「フレキシブルディスク」を「電磁的記録媒体」に改め、同条第一項中「フレキシブルディスク及び」を「電磁的記録媒体（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）及び」に「フレキシブルディスク提出票」として、同条第三項中「フレキシブルディスク提出票」に改め、同項第十二号中「事業報告書」の下に「及び収支予算」を加え、「第二条の四」に改め、同号を同項第十七号とし、同項第十号中「第二条の三」において読み替えて準用する第三号の三第二項を「第二条の三」に改め、同号を同項第十五号とし、同項第九号中「第三条の三」において読み替えて準用する第一項を「第三条の三第一項」に改め、同号を同項第十四号とし、同項第七号中「書面」を「書類」に改め、同号を同項第十三号とし、同項第六号中「同項第十二号とし、同項第五号中「事業報告書」の下に「収支決算書、貸借対照表及び財産目録」を加え、同号を同項第十一号とし、同項第四号中「事業計画」の下に「及び収支予算」を加え、同号を同項第十号とし、同項第三号を第九号とし、第二号を第八号とし、第一号の次に次の六号を加える。

- 一 登記事項証明書 第一号の三第二項
- 二 定款又はこれに代わる書類 第二号の三第二項
- 三 役員の名簿 第三号の三第二項
- 四 役員の名簿、住所及び略歴を記載した書面 第一号の三第二項
- 五 講習業務に係る事業に関する組織を記載した書面 第一号の三第二項
- 六 資産の総額及び種類を記載した書面 第一号の三第二項
- 七 講習業務を行うための施設の概要を記載した書面 第一号の三第二項
- 八 第三条第二項から第五項までを削り、同条第一項の項番号を削る。

別記様式第一号中「フレキシブルディスク提出票」を「電磁的記録媒体提出票」に、

- 「第一条の三第三項」を「第一条の三第三項」に改め、「第一条の三」を「第一条の三」に改め、同項第十号中「第二条の三」において読み替えて準用する第一項を「第三条の三第一項」に改め、同号を同項第十四号とし、同項第七号中「書面」を「書類」に改め、同号を同項第十三号とし、同項第六号中「同項第十二号とし、同項第五号中「事業報告書」の下に「収支決算書、貸借対照表及び財産目録」を加え、同号を同項第十一号とし、同項第四号中「事業計画」の下に「及び収支予算」を加え、同号を同項第十号とし、同項第三号を第九号とし、第二号を第八号とし、第一号の次に次の六号を加える。

- 「第一条の三第三項」を「第一条の三第三項」に改め、「第一条の三」を「第一条の三」に改め、同項第十号中「第二条の三」において読み替えて準用する第一項を「第三条の三第一項」に改め、同号を同項第十四号とし、同項第七号中「書面」を「書類」に改め、同号を同項第十三号とし、同項第六号中「同項第十二号とし、同項第五号中「事業報告書」の下に「収支決算書、貸借対照表及び財産目録」を加え、同号を同項第十一号とし、同項第四号中「事業計画」の下に「及び収支予算」を加え、同号を同項第十号とし、同項第三号を第九号とし、第二号を第八号とし、第一号の次に次の六号を加える。

「フレキシブルディスク」を「電磁的記録媒体」とし、「フレキシブルディスク提出票」を「電磁的記録媒体提出票」とし、「第三条の三」を「第三条の三」と改め、「第三条の三」を「第三条の三」に改め、「第三条の三」を「第三条の三」に改め、同項第十号中「第二条の三」において読み替えて準用する第一項を「第三条の三第一項」に改め、同号を同項第十四号とし、同項第七号中「書面」を「書類」に改め、同号を同項第十三号とし、同項第六号中「同項第十二号とし、同項第五号中「事業報告書」の下に「収支決算書、貸借対照表及び財産目録」を加え、同号を同項第十一号とし、同項第四号中「事業計画」の下に「及び収支予算」を加え、同号を同項第十号とし、同項第三号を第九号とし、第二号を第八号とし、第一号の次に次の六号を加える。

附 則

（施行期日）

第一条 この規則は、公布の日から施行する。

（ダンス教授講習機関に関する経過措置）

第二条 この規則の施行の際現に風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行令の一部を改正する政令（平成二十四年政令第二百七十四号）による改正前の風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行令第一条の規定による指定（以下この条において単に「指定」という。）を受けている講習を行う法人は、平成二十五年三月三十一日までに、この規則による改正後の風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行規則（以下「新規規則」という。）第一条の三第一項第二号に掲げる事項を記載した書面及び同条第二項第一号から第六号までに掲げる書類を国家公安委員会に提出しなければならない。

2 前項に規定するもののほか、この規則の施行の際現に指定を受けている講習を行う法人に対する新規規則の適用については、新規規則第一条の四中「指定をしたとき」とあるのは「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行規則の一部を改正する規則（平成二十四年国家公安委員会規則第十四号）附則第二条第一項の規定による提出があつたとき」と、新規規則第一条の五第三項中「第一条の三第二項各号に掲げる書類」とあるのは「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行規則の一部を改正する規則（平成二十四年国家公安委員会規則第十四号）附則第二条第一項の規定により提出された書類（同規則による改正後のこの規則第一条の三第二項第一号から第六号までに掲げる書類に限る。）及び風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行規則等の一部を改正する規則（平成二十二年国家公安委員会規則第十七号）附則第二条第一項の規定により提出された書類（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行規則の一部を改正する規則による改正前のこの規則第一条の三第二項各号に掲げる書類に限る。）」と、新規規則第一条の六第一項中「毎事業年度」とあるのは「平成二十五年四月一日が属する事業年度以後の毎事業年度」と、同条第二項中「毎事業年度」とあるのは「平成二十五年三月三十一日が属する事業年度以後の毎事業年度」とする。

（ダンス教授試験の指定に関する経過措置）

第三条 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行規則第二条第一項の規定による指定（次条において単に「指定」という。）を受けているダンス教授試験は、この規則の施行の日、新規規則第二条第一項の規定による指定を受けたものとみなす。

（ダンス教授試験機関に関する経過措置）

第四条 この規則の施行の際現に指定を受けているダンス教授試験を行う法人は、平成二十五年三月三十一日までに、新規規則第二条の三第二号に掲げる事項を記載した書面を国家公安委員会に提出しなければならない。

2 前項に規定するもののほか、この規則の施行の際現に指定を受けているダンス教授試験を行う法人に対する新規規則の適用については、新規規則第二条の四において読み替えて準用する第一条の四中「指定をしたとき」とあるのは「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行規則の一部を改正する規則附則第四条第一項の規定による提出があつたとき」と、新規規則第二条の四において読み替えて準用する第一条の五第三項中「第二条の三第二項各号に掲げる書類」とあるのは「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行規則等の一部を改正する規則第二条第四項において読み替えて準用する同条第一項の規定により提出された書面（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行規則の一部を改正する規則による改正前のこの規則第二条の三において読み替えて準用する第一項の三第二項各号に掲げる書類に限る。）」と、新規規則第二条の四において読み替えて準用する第一条の六第一項中「毎事業年度」とあるのは「平成二十五年四月一日が属する事業年度以後の毎事業年度」と、同条第二項中「毎事業年度」とあるのは「平成二十五年三月三十一日が属する事業年度以後の毎事業年度」とする。

(行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律の施行に伴う国家公安委員会の所管する関係法令に規定する対象手続等を定める国家公安委員会規則の一部改正)

第五条 行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律の施行に伴う国家公安委員会の所管する関係法令に規定する対象手続等を定める国家公安委員会規則(平成十五年国家公安委員会規則第六号)の一部を次のように改正する。

別表第一の四の表風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行規則(昭和六十年国家公安委員会規則第一号)の項中「並びに第一条の六第二項」を「、第一条の六第二項」に、「第二条の三」を「第二条の四」に、「並びに第二条第一項及び第二項」を「、第二条第一項及び第二項並びに第二条の三第一項及び第二項」に改める。

別表第二の二の表風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行規則の項中「第二条の三」を「第二条の四」に改める。

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行規則の一部を改正する規則案新旧対照条文

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行規則（昭和六十年国家公安委員会規則第一号）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 後	改 正 前
<p>（ダンス教授講習の指定の基準等）</p> <p>第一条の二 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行令（以下「令」という。）<u>（第一条の規定による指定（以下第一条の九までにおいて単に「指定」という。）は、指定を受けようとする法人の申請に基づき行うものとする。</u></p> <p>2 国家公安委員会は、前項の規定による申請に係るダンス教授講習（ダンスの教授に関する講習をいう。以下同じ。）<u>が次に掲げる要件の全てに適合しているときは、その指定をしなければならない。</u></p> <p>一 次に掲げる要件の全てに適合している法人が実施するものであること。</p> <p>イ <u>ダンス教授講習の実施に関する業務（以下「講習業務」という。）を適正かつ確実に行うため必要な組織及び経理的基礎を有すること。</u></p> <p>ロ <u>講習業務を適正かつ確実に行うため必要な施設を確保していること。</u></p>	<p>（指定の基準等）</p> <p>第一条の二 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行令（以下「令」という。）<u>（第一条の規定による指定（第一条の八までにおいて単に「指定」という。）は、指定を受けようとする特定講習団体（社団法人全日本ダンス協会連合会（昭和六十年五月三十日に社団法人全日本ダンス協会連合会という名称で設立された法人をいう。）又は財団法人日本ポールルームダンス連盟（平成四年三月二十四日に財団法人日本ポールルームダンス連盟という名称で設立された法人をいう。）をいう。以下同じ。）の申請に基づき行うものとする。</u></p> <p>2 国家公安委員会は、前項の規定による申請に係るダンス教授講習（ダンスの教授に関する講習をいう。以下同じ。）<u>が次に掲げる要件のすべてに適合しているときは、その指定をしなければならない。</u></p>

と。

八 講習業務以外の業務を行つてゐるときは、当該業務を行つことに
より講習業務が不公正になるおそれがないこと。

二 前項の規定により申請をした法人（以下この項において「指定申
請法人」という。）が、客にダンスを教授するための営業を営む者
（以下この項において「ダンススクール営業者」という。）に支配
されているものとして次のいずれかに該当するものでないこと。

(1) 指定申請法人が株式会社である場合にあつては、ダンススクー
ル営業者がその親法人（会社法（平成十七年法律第八十六号）第
八百七十九条第一項に規定する親法人をいう。）であること。

(2) 指定申請法人の役員（持分会社（会社法第五百七十五条第一項
に規定する持分会社をいう。）にあつては、業務を執行する社員
）に占めるダンススクール営業者の役員又は職員（過去二年間に
当該ダンススクール営業者の役員又は職員であつた者を含む。以
下この項において同じ。）の割合が二分の一を超えていること。

(3) 指定申請法人の代表権を有する役員が、ダンススクール営業者
の役員又は職員であること。

二〇四（略）

五 当該講習における指導に必要な能力を有すると認められる者が講師
として講習業務に従事するものであること。

六 全国的な規模においておおむね毎年一回以上実施されるものである
こと。

二〇三（略）

四 当該講習における指導に必要な能力を有すると認められる者が講師
として講習の業務に従事するものであること。

五 全国的な規模においておおむね毎年二回以上実施されるものである
こと。

(ダンス教授講習の指定の申請)

第一条の三 指定を受けようとする法人は、次に掲げる事項を記載した申請書を国家公安委員会に提出しなければならない。

一 (略)

二 ダンス教授講習に係る事務を行う事務所の所在地

三 (略)

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 定款又はこれに代わる書類

二 登記事項証明書

三 役員の氏名、住所及び略歴を記載した書面

四 講習業務に係る事業に関する組織を記載した書面

五 資産の総額及び種類を記載した書面並びにこれを証する書面

六 講習業務を行うための施設の概要を記載した書面

七・八 (略)

(名称等の公示)

第一条の四 国家公安委員会は、指定をしたときは、当該指定を受けたダンス教授講習(以下「指定講習」という。)の名称並びに当該指定講習を行う法人(以下「ダンス教授講習機関」という。)の名称、住所及びダンス教授講習に係る事務を行う事務所の所在地を公示するものとする。

(名称等の変更)

(指定の申請)

第一条の三 指定を受けようとする特定講習団体は、次に掲げる事項を記載した申請書を国家公安委員会に提出しなければならない。

一 (略)

二 (略)

2 前項の申請書には、次に掲げる書面を添付しなければならない。

一・二 (略)

(名称等の公示)

第一条の四 国家公安委員会は、指定をしたときは、当該指定を受けたダンス教授講習(以下「指定講習」という。)の名称並びに当該指定講習を行う法人(以下「ダンス教授講習機関」という。)の名称及び住所を公示するものとする。

(名称等の変更)

第一条の五 (略)

2 (略)

3 ダンス教授講習機関は、第一条の三第二項各号に掲げる書類の記載事項に変更があつたときは、速やかにその旨を国家公安委員会に届け出なければならぬ。

(国家公安委員会への報告等)

第一条の六 ダンス教授講習機関は、毎事業年度の指定講習に係る事業計画及び収支予算を作成し、当該事業年度の開始前に国家公安委員会に提出しなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 ダンス教授講習機関は、毎事業年度の指定講習に係る事業報告書及び収支決算書並びに貸借対照表及び財産目録を作成し、当該事業年度経過後三月以内に国家公安委員会に提出しなければならない。

3 国家公安委員会は、指定講習に係る事業の適正な運営を図るため必要があると認めるときは、当該ダンス教授講習機関に対し、その財産の状況又は事業の運営に関し報告又は資料の提出を求めることができる。

(解任の勧告)

第一条の七 国家公安委員会は、ダンス教授講習機関の役員又は講師が指定講習の実施に関する業務に関し不正な行為をしたときは、当該ダンス教授講習機関に対し、当該役員又は講師の解任を勧告することができる。

(改善の勧告)

第一条の五 (略)

2 (略)

3 ダンス教授講習機関は、第一条の三第二項各号に掲げる書面の記載事項に変更があつたときは、速やかにその旨を国家公安委員会に届け出なければならぬ。

(国家公安委員会への報告等)

第一条の六 ダンス教授講習機関は、指定講習に係る毎事業年度の事業計画を作成し、当該事業年度の開始前に国家公安委員会に提出しなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 ダンス教授講習機関は、指定講習に係る毎事業年度の事業報告書を作成し、当該事業年度経過後三月以内に国家公安委員会に提出しなければならない。

3 国家公安委員会は、指定講習に係る事業の適正な運営を図るため必要があると認めるときは、当該ダンス教授講習機関に対し、その事業の運営に関し報告又は資料の提出を求めることができる。

(改善の勧告)

第一条の八 国家公安委員会は、指定講習が第一条の二第二項各号のいずれかに適合しなくなつたと認めるとき又はダンス教授講習機関の財産の状況若しくはその指定講習に係る事業の運営に関し改善が必要であると認めるときは、当該ダンス教授講習機関に対し、その改善に必要な措置をとるべきことを勧告することができる。

(指定の取消し等)

第一条の九 国家公安委員会は、ダンス教授講習機関が、この規則の規定に違反したとき、又は前二条の規定による勧告があつたにもかかわらず、当該勧告に係る措置を講じていないと認められるときは、当該指定講習の指定を取り消すことができる。

2 (略)

(推薦の方法)

第二条 令第一条の二の規定による推薦は、ダンス教授講習機関が行うダンス教授試験(ダンスを正規に教授する能力に関する試験をいう。以下同じ。)であつて国家公安委員会が指定するものに合格した者について、その者の氏名、住所及び生年月日(以下「氏名等」という。)を記載した名簿を国家公安委員会に提出することにより行うものとする。

2 前項の規定によるほか、ダンス教授講習機関は、その者からの申出により、国際的な規模で開催されるダンスの競技会に入賞した者その他の前項に規定する者と同等の能力を有すると認められる者について、その者の氏名等及びその者が同項に規定する者と同等の能力を有すると認め

第一条の七 国家公安委員会は、指定講習が第一条の二第二項各号のいずれかに適合しなくなつたと認めるとき又はダンス教授講習機関の指定講習に係る事業の運営に関し改善が必要であると認めるときは、当該ダンス教授講習機関に対し、その改善に必要な措置をとるべきことを勧告することができる。

(指定の取消し等)

第一条の八 国家公安委員会は、ダンス教授講習機関が、この規則の規定に違反したとき、又は前条の規定による勧告があつたにもかかわらず、当該勧告に係る措置を講じていないと認められるときは、当該指定講習の指定を取り消すことができる。

2 (略)

(推薦の方法)

第二条 令第一条の二の規定による推薦は、特定講習団体が行うダンス教授試験(ダンスを正規に教授する能力に関する試験をいう。以下同じ。)であつて国家公安委員会が指定するものに合格した者について、その者の氏名、住所及び生年月日(以下「氏名等」という。)を記載した名簿を国家公安委員会に提出することにより行うものとする。

2 前項の規定によるほか、特定講習団体は、その者からの申出により、国際的な規模で開催されるダンスの競技会に入賞した者その他の前項に規定する者と同等の能力を有すると認められる者について、その者の氏名等及びその者が同項に規定する者と同等の能力を有すると認められた理由

た理由を記載した推薦書並びにその理由を疎明する書類を国家公安委員会に提出することにより、推薦を行うことができる。

(ダンス教授試験の指定の基準等)

第二条の二 前条第一項の規定による指定(以下この条及び次条において単に「指定」という。)は、指定を受けようとするダンス教授講習機関の申請に基づき行うものとする。

2 国家公安委員会は、前項の規定による申請に係るダンス教授試験が次に掲げる要件の全てに適合しているときは、その指定をしなければならない。

一 五 (略)

(ダンス教授試験の指定の申請)

第二条の三 指定を受けようとするダンス教授講習機関は、次に掲げる事項を記載した申請書を国家公安委員会に提出しなければならない。

一 名称及び住所並びに代表者の氏名

二 ダンス教授試験に係る事務を行う事務所の所在地

三 ダンス教授試験の名称

2 前項の申請書には、次に掲げる書面を添付しなければならない。

一 ダンス教授試験の実施の基本的な計画を記載した書面

二 試験員の氏名、住所並びにダンス教授試験に関する資格及び略歴を

記載した書面

に記載した推薦書並びにその理由を疎明する書類を国家公安委員会に提出することにより、推薦を行うことができる。

(指定の基準等)

第二条の二 前条第一項の規定による指定(以下この条において単に「指定」という。)は、指定を受けようとする特定講習団体の申請に基づき行うものとする。

2 国家公安委員会は、前項の規定による申請に係るダンス教授試験が次に掲げる要件のすべてに適合しているときは、その指定をしなければならない。

一 五 (略)

(ダンス教授試験への準用規定)

第二条の四 第一条の四から第一条の九までの規定はダンス教授講習機関が行うダンス教授試験について準用する。この場合において、第一条の四中「指定講習」とあるのは「指定試験」と、「ダンス教授講習機関」とあるのは「ダンス教授試験機関」と、第一条の五第一項中「ダンス教授講習機関」とあるのは「ダンス教授試験機関」と、「前条」とあるのは「第二条の四において読み替えて準用する前条」と、同条第三項中「ダンス教授講習機関」とあるのは「ダンス教授試験機関」と、「第一条の三第二項各号」とあるのは「第二条の三第二項各号」と、「書類」とあるのは「書面」と、第一条の六中「ダンス教授講習機関」とあるのは「ダンス教授試験機関」と、「指定講習」とあるのは「指定試験」と、「第一条の七中「ダンス教授講習機関」とあるのは「ダンス教授試験機関」と、「講師」とあるのは「試験員」と、「指定講習」とあるのは「指定試験」と、第一条の八中「指定講習」とあるのは「指定試験」と、「第一条の二第二項各号」とあるのは「第一条の二第二項各号」と、「ダンス教授講習機関」とあるのは「ダンス教授試験機関」と、第一条の九第一項中「ダンス教授講習機関」とあるのは「ダンス教授試験機関」と、「前二条」とあるのは「第二条の四において読み替えて準用する前二条」と、「指定講習」とあるのは「指定試験」と読み替えるものとする。

(電磁的記録媒体による手続)

第三条 次の各号に掲げる書類の当該各号に定める規定による提出について

(ダンス教授試験への準用規定)

第二条の三 第一条の三から第一条の八までの規定は特定講習団体が行うダンス教授試験について準用する。この場合において、第一条の三第二項中「前項」とあるのは「第二条の三において読み替えて準用する前項」と、同項第二号中「講師」とあるのは「試験員」と、第一条の四中「指定講習」とあるのは「指定試験」と、「ダンス教授講習機関」とあるのは「ダンス教授試験機関」と、第一条の五第一項中「ダンス教授講習機関」とあるのは「ダンス教授試験機関」と、「前条」とあるのは「第二条の三において読み替えて準用する前条」と、同条第三項中「ダンス教授講習機関」とあるのは「ダンス教授試験機関」と、「第一条の三第二項各号」とあるのは「第二条の三において読み替えて準用する第一第二項各号」と、「ダンス教授講習機関」とあるのは「ダンス教授試験機関」と、第一条の八第一項中「ダンス教授講習機関」とあるのは「ダンス教授試験機関」と、「前条」とあるのは「第二条の三において読み替えて準用する前条」と、「指定講習」とあるのは「指定試験」と読み替えるものとする。

(フレキシブルディスクによる手続)

第三条 次の各号に掲げる書類の当該各号に定める規定による提出について

ては、当該書類の提出に代えて当該書類に記載すべきこととされている事項を記録した電磁的記録媒体（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）に係る記録媒体をいう。）及び別記様式第一号の電磁的記録媒体提出票を提出することにより行うことができる。

- 一 （略）
- 二 定款又はこれに代わる書類 第一条の三第二項
- 三 登記事項証明書 第一条の三第二項
- 四 役員の氏名、住所及び略歴を記載した書面 第一条の三第二項
- 五 講習業務に係る事業に関する組織を記載した書面 第一条の三第二項
- 六 資産の総額及び種類を記載した書面 第一条の三第二項
- 七 講習業務を行うための施設の概要を記載した書面 第一条の三第二項
- 八・九 （略）
- 十 事業計画及び収支予算 第一条の六第一項
- 十一 事業報告書、収支決算書、貸借対照表及び財産目録 第一条の六第二項
- 十二 （略）
- 十三 推薦書及び推薦の理由を疎明する書類 第二条第二項
- 十四 申請書 第二条の三第一項
- 十五 ダンス教授試験の実施の基本的な計画を記載した書面 第二条の三

ては、当該書類の提出に代えて当該書類に記載すべきこととされている事項を記録したフレキシブルディスク及び別記様式第一号のフレキシブルディスク提出票を提出することにより行うことができる。

- 一 （略）
- 二・三 （略）
- 四 事業計画 第一条の六第一項
- 五 事業報告書 第一条の六第二項
- 六 （略）
- 七 推薦書及び推薦の理由を疎明する書面 第二条第二項
- 八 申請書 第二条の三において読み替えて準用する第一条の三第一項
- 九 ダンス教授試験の実施の基本的な計画を記載した書面 第二条の三

三第二項

十六 試験員の氏名、住所並びにダンス教授試験に関する資格及び略歴を記載した書面 第二条の三第二項

十七 事業計画及び収支予算 第二条の四において読み替えて準用する

第一条の六第一項

十八 事業報告書、収支決算書、貸借対照表及び財産目録 第二条の四において読み替えて準用する第一条の六第二項

において読み替えて準用する第一条の三第二項

十 試験員の氏名、住所並びにダンス教授試験に関する資格及び略歴を記載した書面 第二条の三において読み替えて準用する第一条の三第二項

二項

十一 事業計画 第二条の三において読み替えて準用する第一条の六第一項

十二 事業報告書 第二条の三において読み替えて準用する第一条の六第二項

2 前項のフレキシブルディスクは、工業標準化法（昭和二十四年法律第百八十五号）に基づく日本工業規格（以下単に「日本工業規格」という。）X六二二三に適合する九ミリメートルフレキシブルディスクカートリッジでなければならない。

3 第一項の規定によるフレキシブルディスクへの記録は、次に掲げる方式に従って行わなければならない。

一 トラックフォーマットについては、日本工業規格X六二二五に規定する方式

二 ポリニューム及びファイル構成については、日本工業規格X〇六〇五に規定する方式

三 文字の符号化表現については、日本工業規格X〇二〇八附属書一に規定する方式

4 第一項の規定によるフレキシブルディスクへの記録は、日本工業規格X〇二〇一及びX〇二〇八に規定する図形文字並びに日本工業規格X〇二二一に規定する制御文字のうち「復帰」及び「改行」を用いて行わな

ければならない。

5 第一項のフレキシブルディスクには、日本工業規格X六二二三に規定するラベル領域に、次に掲げる事項を記載した書面をはり付けなければならない。

- 一 提出者の名称
- 二 提出年月日

別記様式第1号（第3条関係）

電磁的記録媒体提出票

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行規則

第1条の3第1項
第1条の3第2項
第1条の6第1項（第2条
第1条の6第2項（第2条
第2条第1項
第2条第2項
第2条の3第1項
第2条の3第2項

の4において読み替えて準用する場合を含む。）
の4において読み替えて準用する場合を含む。）の規定により提出すべき書類に記載すること

とされている事項を記録した電磁的記録媒体を以下のとおり提出します。
本票に添付されている電磁的記録媒体に記載された事項は、事実と相違ありません。

年 月 日
国家公安委員会殿 提出者の名称及び事務所の所在地

- 1 電磁的記録媒体に記載された事項
- 2 電磁的記録媒体と併せて提出される書類

備考

- 1 「電磁的記録媒体に記載された事項」の欄には、電磁的記録媒体に記載されている事項を記載するとともに、2以上の電磁的記録媒体を提出するときは、電磁的記録媒体ごとに整理番号を付し、その番号ごとに記載されている事項を記載すること。
- 2 「電磁的記録媒体と併せて提出される書類」の欄には、本票に添付されている電磁的記録媒体に記載されている事項以外の事項を記載した書類を提出する場合にあつては、その書類名を記載すること。
- 3 不要の文字は、横線で消すこと。
- 4 該当事項がない欄は、省略すること。

別記様式第1号（第3条関係）

フレキシブルディスク提出票

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行規則

第1条の3第1項（第2条
第1条の3第2項（第2条
第1条の6第1項（第2条
第1条の6第2項（第2条
第2条第1項
第2条第2項

の3において読み替えて準用する場合を含む。）
の3において読み替えて準用する場合を含む。）
の3において読み替えて準用する場合を含む。）
の3において読み替えて準用する場合を含む。）の規定により提出すべき書類に記載すること

とされている事項を記録したフレキシブルディスクを以下のとおり提出します。
本票に添付されているフレキシブルディスクに記載された事項は、事実と相違ありません。

年 月 日
国家公安委員会殿 提出者の名称及び事務所の所在地

- 1 フレキシブルディスクに記載された事項
- 2 フレキシブルディスクと併せて提出される書類

備考

- 1 「フレキシブルディスクに記載された事項」の欄には、フレキシブルディスクに記載されている事項を記載するとともに、2枚以上のフレキシブルディスクを提出するときは、フレキシブルディスクごとに整理番号を付し、その番号ごとに記載されている事項を記載すること。
- 2 「フレキシブルディスクと併せて提出される書類」の欄には、本票に添付されているフレキシブルディスクに記載されている事項以外の事項を記載した書類を提出する場合にあつては、その書類名を記載すること。
- 3 不要の文字は、横線で消すこと。
- 4 該当事項がない欄は、省略すること。
- 5 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律の施行に伴う国家公安委員会の所管する関係法令に規定する対象手続等を定める国家公安委員会規則（平成十五年国家公安委員会規則第六号）
（傍線の部分は改正部分）

改 正 案

現 行

別表第一（第二条第一項関係）

別表第一（第二条第一項関係）

一～三（略）

一～三（略）

四 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律関係法令の規定

四 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律関係法令の規定

(略)	(略)	風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行規則（昭和六十年国家公安委員会規則第一号）	(略)
(略)	(略)	並びに第二條の三第一項及び第二項	(略)

(略)	(略)	風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行規則（昭和六十年国家公安委員会規則第一号）	(略)
(略)	(略)	並びに第二條の三第一項及び第二項	(略)

五～九（略）

五～九（略）

別表第二（第二条第二項関係）

一（略）

二 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律関係法令の規定

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行規則	第一条の五第一項及び第三項並びに第一条の六第一項（第二条の四において読み替えて準用する場合を含む。）
(略)	(略)
(略)	(略)

三六（略）

別表第二（第二条第二項関係）

一（略）

二 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律関係法令の規定

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行規則	第一条の五第一項及び第三項並びに第一条の六第一項（第二条の三において読み替えて準用する場合を含む。）
(略)	(略)
(略)	(略)

三六（略）